

## 一般社団法人日本脳神経血管内治療学会支部会細則

(目的)

第 1 条 この細則は、施行規則第 36 条に基づき、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下学会)の支部会に関し、必要な事項を定める。

(支部の管轄地域)

第 2 条 47 都道府県を 7 つの支部に分け、それぞれの管轄地域は代議員選任細則第 3 条に定める選挙区と同様とする(別表)

(事務局)

第 3 条 支部会の事務を処理するため、各支部会に事務局を置く。

(会員)

第 4 条 支部会の会員は、支部会正会員、及び支部会が定める会員とする。

2. 支部会正会員は、支部が管轄する地域に連絡先(勤務または在住)を定める者で、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会の正会員のうち、支部会に入会を希望したものとする。

3. 支部会の会員は、異動により所属支部を変更する場合には、学会事務局に届け出なければならない。

4. 支部会の会員は複数の支部に所属することはできない。

(役員)

第 5 条 支部会に次の支部役員を置く。

(1) 支部長(1 名)

(2) 支部会事務局長 (1 名)

(3) 支部会監事 (若干名)

(4) 支部代議員

(5) そのほか支部代議員会で選任された役員

(支部代議員)

第 6 条 支部代議員は所属する支部で選出された学会代議員とする。

(支部長の選任)

第 7 条 支部長は支部代議員会において支部代議員の互選により選出する。

(役員任期と選任)

第 8 条 役員の数(支部長及び支部会事務局長を除く)、任期、選任方法などは、支部会が定める規定による。

(会費)

第 9 条 支部会正会員の年会費の額、徴収方法は、支部会が定める規定による。

(補助金)

第 10 条 支部会の運営のための補助金を交付する。

2. 支部会への補助金は、年額 100,000 円+会員 1 名あたり 1,000 円とする。

(管理、運営)

第 11 条 支部会は、年 1 回以上の支部代議員会及び支部総会を開催しなければならない。

2. 支部会は、支部会主催の学術集会を年 1 回以上開催しなければならない。

3. この細則に定める事項のほか、支部会の管理・運営は各支部に委ねる。

(報告)

第 12 条 各支部の支部長は、次の各号に掲げる書類を、年に 1 回、学会理事長に提出しなければならない。ただし変更のないものはその限りではない。

(1) 会員名簿

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書及び収支予算書

(4) 事業報告書及び収支決算書

(5) 支部会規則

(変更)

第 13 条 この細則の改廃には、理事会の承認を得なければならない。

(雑則)

第 14 条 この細則に定めるものの他、支部会の運営に必要な事項は支部会が定める。

(別表)

各支部の管轄する地域

北海道支部：北海道

東北支部：青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県

関東支部：群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部支部：静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県

近畿支部：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国支部：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

九州支部：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(附則) この細則は、2024 年 3 月 5 日より施行する。